

議員提出議案第15号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 放射線災害対策特別委員会
委員長 梅木伸治

平成 年 月 日 原案 決

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故により、大量の放射性物質が外部に拡散し、守谷市を含む茨城県南地域は県内でも比較的高い放射線量を示しており、事故発生から1年9ヶ月を経過した現在もなお、住民の健康不安は払拭されない状況にあります。

そのような中、本年6月に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。)が施行されました。

この法律は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、特に子どもに配慮し、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住していたことがある等の場合は、健康診断が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じることとされていますが、支援対象地域となる放射線量の一定基準が未だ示されておりません。

守谷市においては、国から、平成24年3月28日付で、守谷市除染実施計画の承認を得ており、子どもの生活環境を最優先に放射線量低減化工事を早急に実施し、幼稚園や小中学校については除染作業が完了し、現在は公園の放射線量低減化工事を進めているところですが、市内には、国が基準として定めた年間1ミリシーベルト以上の場所が未だ点在している状況であります。

国においては「原発事故子ども・被災者支援法」に規定する支援対象地域に守谷市を指定するよう強く要望します。

記

1. 放射線被ばくを受けた地域である守谷市を「支援対象地域」とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先：内閣総理大臣、復興大臣、環境大臣、文部科学大臣

提案理由（議員提出議案第15号）

提案の理由を申し上げます。

12月20日に行われた放射線災害対策特別委員会において、高橋典久委員から、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書案の提出があり、全会一致で可決されましたので提案させていただきます。

本年6月に「原発事故子ども・被災者支援法」が衆議院本会議において、全会一致で可決されました。この法律では、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住していたことがある場合は、特に子どもに配慮し、健康診断を生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じ、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的としておりますが、支援対象地域となる放射線量の一定基準が未だ示されていないのが現状であります。

住民の健康不安を払拭するためにも、「原発事故子ども・被災者支援法」に規定する「支援対象地域」に守谷市が指定されることを要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしくご審議の上、ご決議のほどお願いいたします。